

(別紙)

**地域の底力発展事業助成を活用した
「高齢者向けスマートフォン教室」(講師おまかせスマホ教室) 実施概要**

東京都は、地域でのデジタル活用に向け、スマホをうまく使いこなせるか不安がある方、興味はあるけれどなかなか触る機会がない方を対象に、町会・自治会がスマホ講習会やスマホ相談会を開催する場合、講師派遣を行います。開催に伴い必要となる物品の購入等に対する助成もあります (**令和7年度地域の底力発展事業助成と重複して申請可能です。**)。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

1 対象団体

東京都内に所在する、区市町村において町会・自治会として登録・把握されている団体

※ 地域の底力発展事業助成と同じです。

2 対象事業

町会・自治会が主催して行う「スマホ講習会」又は「スマホ相談会」

(1) スマホ講習会

スマートフォンをお使いでない方や、操作に不慣れな方が、楽しみながらスマートフォンや各種アプリの活用を体験できる、教室形式の講習会です。

【講義内容】

2時間の集団講義＋操作演習、1時間の質疑応答の計3時間です。

講義内容は以下の4種類から1つ選択できます。

1. ①基本操作
2. ①基本操作、②コミュニケーション
3. ①基本操作、③情報収集
4. ①基本操作、④申請・決済

① 基本操作 (タップ、スワイプ、ピンチ等)

電源の入れ方、文字入力、電話やメールの使用方法、安全・安心に使うための知識等

② コミュニケーション (LINE等SNS、チャット、ビデオ通話等)

身近な人と気軽に連絡を取る方法や写真や動画を共有する方法等

③ 情報収集 (インターネット、ニュース、動画等)

知りたいことを調べる方法や、ニュース、行政情報等を閲覧する方法等

④ 申請・決済 (インターネットショッピング・キャッシュレス等)

スマートフォンでできる行政手続等に関する知識や申請方法、キャッシュレス決済等

【講師】

希望日時・場所に講師 1 名とアシスタント（参加予定者 5 名につき 1 名）を派遣します。

【スマートフォンの貸出】

教室当日や教室終了後、スマホをお持ちでない方でご希望の場合は、スマートフォンをお貸しします。（費用無料。事前申込制。ただし、希望多数の場合はご用意できない場合があります。予めご了承ください。）

なお、機種指定はできません。

（２） スマホ相談会

スマートフォンの利活用に関する疑問や不安をアドバイザーに相談することができる、マンツーマン形式の相談会です。

- ・参加者 1 人あたりの相談時間の目安は 30 分です。
- ・参加者数に応じて、開催時間（2 時間、3 時間、4 時間）、アドバイザー派遣人数（2 名、4 名、6 名）を選ぶことができます。

【最大受講可能人数】※一人あたり 30 分で実施した場合

時間	アドバイザー派遣人数	受講可能人数	時間	アドバイザー派遣人数	受講可能人数	時間	アドバイザー派遣人数	受講可能人数
2 時間	2 名	8 名	3 時間	2 名	12 名	4 時間	2 名	16 名
	4 名	16 名		4 名	24 名		4 名	32 名
	6 名	24 名		6 名	36 名		6 名	48 名

※参加者の分散を図るため、参加者のタイムテーブル等の作成を推奨します。

※スマホ相談会のご自身のスマホを持参しての受講を前提としているため、教室開催後のスマートフォンの貸し出しは行っておりません（デモ機に触れながら相談いただくことは可能です）。

（３） 開催日時

開催可能日時：令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）～令和 8 年 2 月 28 日（土曜日）

※土日祝日開催可。ただし、年末年始は除く。

開催可能時間帯：午前 9 時から午後 6 時まで

（講習会最終開始時刻：午後 3 時、相談会最終開始時刻：午後 2 時～4 時（開催時間により異なる））

※講師等の派遣費用は無料ですが、会場のご用意をお願いします。

(4) 必要物品の購入等に対する助成

教室開催に際し、必要となる物品の購入等に対して、助成を受けることができます（助成率10／10）。

助成限度額・助成対象・必要書類等は、地域の底力発展事業助成と基本的に同じです。注意事項等については、事前に「令和7年度地域の底力発展事業助成」ご案内冊子（ガイドライン・事例集）を事前に必ずご確認ください。



「令和7年度地域の底力発展事業助成」ご案内冊子（ガイドライン・事例集）は東京都生活文化局ホームページからもご確認できます。

◎教室で使用する物品の他、打合せで使用する物品も購入できます。

購入可能物品例：プロジェクター、打合せ用タブレット、Wi-Fi レンタル（事業期間中） 等

3 募集スケジュール・申請方法

【重要】令和7年度からの変更点

- 1 募集は3回になります。
- 2 回数の変更に伴い、募集時期等も変更になります（4月、5月、8月）
- 3 申請書類案の提出を廃止します。募集期間内に原本をご提出ください。
- 4 令和7年度中にオンライン申請の導入を予定しています（開始時期は、別途東京都生活文化局ホームページでお知らせします。）。

(1) 募集期間

募集回	募集期間 (いずれの回も消印有効)	交付決定・ 開催日決定（予定）	申請できる教室 の開催時期
第1回	4月4日(金)～4月18日(金)	5月上旬	6月2日以降の 開催
第2回	5月14日(水)～5月28日(水)	7月上旬	8月1日以降の 開催
第3回	8月14日(木)～8月28日(木)	10月上旬	11月4日以降の 開催

(2) 申請方法

ア 申請様式

別紙「令和7年度地域の底力発展事業助成金交付申請書兼「高齢者向けスマートフォン教室」(講師おまかせスマホ教室)講師派遣申込書」(第1-1号様式)をご利用ください。東京都生活文化局ホームページからダウンロードできます。



イ 申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼講師派遣申込書 (※)
 - ② 収支予算書 (第3-1号様式)
 - ③ 団体の会則
 - ④ 団体の役員名簿
 - ⑤ 令和6年度の事業報告書、決算書 (総会資料の抜粋等)
- (※) スマホ講習会・相談会 共通の様式です。

(3) 交付決定・開催日の決定

開催日は、申込時に御記入いただいた第1～第3希望で調整します。開催日時決定は、助成金の交付決定通知書と合わせて各団体にご連絡します。

※ 開催可能件数には上限枠があるため、超過した場合は抽選とさせていただきます。予めご了承ください。

(4) 助成金の支払

助成金は、実績報告書審査後、口座振替で支払います。

支払いは、実績報告書の原本提出から約2か月後(遅くとも令和8年5月末まで)になります。団体の決算日までに支払われなかった場合は、交付決定通知書をもって未収金に計上する等ご対応ください。

4 町会・自治会にご協力いただく事項

(1) 会場及び什器(椅子・机)のご提供

※会場の設営・撤収は、委託業者にて行います。前後30分ずつお見込みください。

(2) 参加者の受付・管理

(3) 当日の実施に向けた事業者との連絡調整(スマホ講習会では参加人数をご連絡いただくほか、講習会、相談会ともに会場使用等について調整させていただきます。)

5 進め方

	町会・自治会	東京都	委託業者
募集期間	原本提出	→ 受付	
交付決定 開催日連絡	交付決定通知 開催日連絡	書類審査 ← 開催日調整	
～開催日 5 日前	参加者情報を 委託業者へ連絡 (講習会のみ)	→	参加者確認
～開催日 3 日前	会場調整	←	会場設備の確認 当日の調整
開催当日	会場提供・受付		講師派遣
終了後	実績報告書作成	→ 審査後、支払	

※詳細は、東京都からの開催日連絡時にご案内します。

6 その他

教室の開催に当たっては、会員及び非会員に広く周知し、参加者を募集してください。

7 申請書類の提出先・問合せ先

東京都 生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話番号：03-5388-3166

FAX 番号：03-5388-1331

メールアドレス：S1161202@section.metro.tokyo.jp

※令和7年度からメールアドレスが変更になっていますので、ご注意ください。